

6. 融資制度・税制・瑕疵保険(平成28年6月現在)

制度名称	対象住宅・対象者等の要件	対象工事	申請時期	申請できる人	補助等内容	適用期限	同内容工事で併用できる制度	問合せ先	所管課等
28 京都市あんぜん住宅改善資金融資制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事を行う市内住宅に居住する方で、最終返済年の年齢が75歳未満(返済期間は、抵当権設定の場合が20年以内、設定なしの場合は10年以内) ・ 給与収入のみの場合は前年収入金額が1443万円以下、その他の場合は1200万円以下(世帯収入が年金のみの場合は原則×) ・ 取扱金融機関の指定する保証機関の保証を受けることができる 	作り付け以外の家具等の設置工事を除いた居住部分の工事 一般リフォーム、バリアフリーリフォーム、エコリフォーム、耐震改修	工事着手前	居住者あるいは府内にすむ居住者の親又は子	○融資利率(28年4月現在) 一般:1.7%、エコ:0.5%、その他:0.2% ○融資上限額: 【一般リフォーム】抵当有:1500万、その他:350万 【バリアフリーリフォーム】300万 【エコリフォーム】350万 【耐震改修】一般:300万、用地取得型:350万 ※併用の場合の上限額:抵当有は1500万、なしは350万		「京町家等・木造住宅耐震改修助成事業」 「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」 バリアフリーに関する助成制度、税制優遇措置などの併用は可(助成額分は控除)	京都市住宅政策課 (Tel075-222-3666) http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000099092.html	都市計画局住宅室 住宅政策課
29 固定資産税の減額(耐震改修)	昭和57年1月1日以前から所在する住宅 政令で定める一定の耐震改修が行われ、建築基準法に基づく耐震基準に適合することとなった住宅 改修工事費用が50万円以上		工事完了後3ヶ月以内	所有者	当該家屋にかかる固定資産税額の2分の1を工事完了の翌年度に限り軽減(家屋面積120㎡相当分まで)	工事の完了期限: 平成30年3月31日	バリアフリー・省エネの減額と同年の併用は不可	京都市資産税課又は市税事務所固定資産税室各担当 http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000060495.html	行財政局税務部 資産税課
30 固定資産税の減額(省エネ改修)	平成20年1月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅除く) 政令で定める外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修工事(省エネ改修工事)が行われた住宅 改修工事費用の自己負担額が50万円以上	①二重サッシなど窓の改修工事(必須工事) ②アと併せて行う天井、壁又は床等の断熱改修工事	工事完了後3ヶ月以内	所有者	当該家屋にかかる固定資産税額の3分の1を工事完了の翌年度に限り軽減(家屋面積120㎡相当分まで)	工事の完了期限: 平成30年3月31日	バリアフリーの減額と併用可	京都市資産税課又は市税事務所固定資産税室各担当 http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000060495.html	行財政局税務部 資産税課
31 固定資産税の減額(バリアフリー改修)	新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅除く) 人の居住の用に供する部分の床面積の割合が1/2以上 65歳以上の者、介護保険法に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者、地方税法施行令第7条に該当する者のいずれかの者が居住していること。 改修工事費用の自己負担額が50万円以上	次の①～⑦のいずれかへの改修工事 ① 廊下の拡幅 ② 階段の勾配の緩和 ③ 浴室・便所のバリアフリー対応品への改良 ④ 手すりの設置 ⑤ 室内の段差の解消 ⑥ 引き戸への取替え ⑦ 床表面の滑り止め化	工事完了後3ヶ月以内	所有者	当該家屋にかかる固定資産税額の3分の1を工事完了の翌年度に限り軽減(家屋面積100㎡相当分まで)	工事の完了期限: 平成30年3月31日	省エネの減額と併用可	京都市資産税課又は市税事務所固定資産税室各担当 http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000060495.html	行財政局税務部 資産税課